

2021年11月29日

岡山県知事
伊原木隆太 様

日本共産党岡山県委員会
委員長 植本 完治
日本共産党岡山県議会議員団
団長 須増 伸子

県民の願い実現を求める要望書

県民福祉の向上のため、日々ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

日本共産党は各地の支部、地方議員らが住民の皆さんとともに様々な活動にとりくんでいます。そのなかで寄せられた声を今年も「要望」として届けさせていただきます。

コロナ危機の中、県民の命と暮らし・営業を守る県政の役割はいっそう重要になっています。18年の西日本豪雨災害、2年にわたる新型コロナ対策と、県財政も厳しさを増しているところですが、県民の皆さんが安心して暮らせる岡山県づくりのためにご尽力いただきますようお願いいたします。

記

防災・危機管理

- (1) 災害時の避難所はスフィア基準で設置できるよう市町村への支援を強めること。
- (2) 南海トラフ地震の対策を強化すること。
- (3) 多発するコンビナート事故防止に全力を挙げること。南海トラフ地震を想定し、老朽化した施設の点検整備や通報体制の強化などコンビナート企業への指導強化、コンビナートの耐震強化など防災対策を講じること。
- (4) 「消防力の整備指針」が守れるよう市町村消防に対する県独自の支援を強めること。
- (5) 陸上自衛隊日本原演習場における米軍単独訓練と日米共同訓練の中止を国に求めること。
- (6) オスプレイの市街地上空の飛行中止を求めるとともに、飛行ルート公表を行うこと。
- (7) 県が関係する各種催しにおいて、自衛隊の装備、特に戦争に関する装備（写真等も含む）の展示・活用をしないこと。
- (8) 自衛隊員の募集にあたって、一般企業等の就職と同様にルールを守らせること。

総務部

- (1) 私学助成をさらに充実すること。
- (2) 行政のデジタル化をすすめることにより、ついていけない人が排除されたり、市町

村の独自制度ができなくなったり、窓口業務が縮小されたりすることのないようにすること。個人情報保護・取り扱いには万全を期すこと。

- (3) マイナンバーカードの取得を県民に強制しないこと。
- (4) マイナンバー制度のねらいは、個人のあらゆる分野の情報を紐づけることにある。情報漏洩の危険が高まるこのような制度は廃止するよう国に求めること。
- (5) 税の滞納処分にあたって、法に抵触する強引な調査・処分を行わないよう、県の担当者はもちろん、市町村にも徹底すること。
- (6) 税に関する諸制度の申請の際のマイナンバー記入を強制しないこと。マイナンバー記入欄を設けている場合、記入なしでも申請を受け付けることを受付担当者や申請者に周知徹底すること。

県民生活部

- (1) 公共交通への補助を強化し、住民の足を守ること。
- (2) DV 対策に関して、
 - ①DV 被害者の情報保護を徹底し、転居や自治体での各種手続きなどの際に加害者側に情報漏洩しないシステムを構築すること。
 - ②DV 被害者に対する民間支援団体の活動継続を重視する観点で、シェルター運営や自立支援などの事業に対する補助を強化すること。
 - ③DV と児童虐待に相関関係を有する場合が少なくないことに鑑み、行政や関係機関の対応が縦割りとならないよう、実効性のある仕組みづくりを進めること。
- (3) 男女の賃金格差を解消するため、企業に男女別平均賃金の公表、是正計画の策定・公表を求める制度創設を国に求めること。
- (4) 性暴力禁止法を制定するよう国に求めること。性暴力被害防止と被害者の人権および尊厳回復のための施策をすすめること。
- (5) 性的少数者の人権擁護を目的とする法整備を国に求めること。不利益や格差が生じないよう各種制度を是正すること。
- (6) 選択的夫婦別姓を速やかに法制化するよう国に求めること。法制化前の段階を含め、不利益や格差が生じないよう各種制度を是正すること。

環境文化部

- (1) アスベスト対策について、
 - ①解体、改築（民間も含め）等にあたって、アスベスト含有の可能性を県が事前に掌握する仕組みをつくり、作業員の安全が守れるようにすること。
 - ②携帯アスベストアナライザーを導入し活用すること。
- (2) 地球温暖化防止のため温室効果ガス削減目標を引き上げること。
- (3) 排出量取引制度の導入も含め、大量排出事業者への対策をいっそう強化すること。
- (4) 太陽光発電施設の建設にあたっては、自然環境や生活環境を守る観点から、地元同意（周辺住民の同意）を必須とするルールをつくること。
- (5) 鳥獣被害は年々広がり、深刻となっている。個体数の削減や柵設置などの防衛策を

するための費用に対する県補助を拡充すること。

保健福祉部

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策について、
 - ①第6波にそなえ、病床・療養施設の確保、保健所体制の拡充・強化を。これらのために必要な医師・看護師を確保するための支援を行うこと。
 - ②安全・迅速なワクチン接種に引き続き尽力すること。
 - ③大規模・頻回のPCR検査を実施すること。
- (2) 18年西日本豪雨災害の被災者支援として、
 - ①見守り支援事業を充実・継続すること。
 - ②仮設住宅入居者に対し、それぞれの実情に応じたていねいな対応を行うこと。入居の延長を国に求めること。
- (3) 一方的な医療機関の再編・統合は進めないよう国に求めること。
 - ①厚労省が再編・統合が必要な公立病院を名指しした瀬戸内市民病院は、人口約4万の街の唯一の公立病院である。病床稼働率の向上は常にめざしており、経営の改善を絶えず行っている。再編・統合は進めないよう国に強く求めてほしい。
 - ②地域医療充実のために医師確保を支援し、備前や和気、吉備中央町など過疎地域にもベッド数を確保すること。
- (4) 福祉の諸制度申請の際のマイナンバー記入を強制しないこと。マイナンバー記入欄を設けている場合、記入なしでも申請を受け付けることを受付担当者や市町村、申請者に周知徹底すること。
- (5) がん検診の啓発など、がんの早期発見のとりくみを強めるとともに、がん患者への支援策を拡充すること。
- (6) 今年の原油価格高騰に対し、生活困窮世帯に灯油購入補助を設けること。
- (7) 精神障害者の医療費負担（一般診療）の軽減を国に求めること。県としても補助制度を設けること。
- (8) 苫田ダムについて、過大な計画で生み出された利水の負担を自治体に押し付けないこと。
- (9) 子ども医療費補助など岡山県の医療費に対する補助率を、現在の4分の1から本来の2分の1にすること。
- (10) 児童虐待に関して、
 - ①児童虐待防止および被害回復に関する予算増額を国に求めること。
 - ②児童虐待とDVに相関関係を有する場合が少なくないことに鑑み、行政や関係機関の対応が縦割りとならないよう、実効性のある仕組みづくりを進めること。
- (11) 保育制度について、
 - ①保育所の全ての職員の処遇を抜本改善すること。幼保の公定価格の不公平を抜本的に見直すこと。
 - ②保育士の配置基準を拡充すること。
- (12) 障害児・者への支援について、

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業所に、さらなる支援策を講じること。
 - ②就労系の事業所には生産活動等の新型コロナウイルスの影響による減収を補う対策も、再度実施すること。就労継続支援B型事業所において、工賃水準により報酬を決定する現在の算定を見直し、利用者数の実績と職員数を基準にするよう国に求めること。
 - ③インボイス方式が導入された際、就労支援事業所における生産・創作活動等による収益が1000万円に満たないために消費税が免除される事業所への発注が中止されるなど、取引において不利にならないよう必要な対策を講じること。
 - ④児童デイサービスについて、実態調査を行うとともに、質の確保・向上のための施策を行うこと。
- (13) 医療・介護・障害福祉・保育従事者への賃金引上げが国において検討されているが極めて不十分である。抜本的な賃金引き上げを国に求めること。
 - (14) 高齢に伴う難聴者に補聴器購入の助成をおこなうこと。
 - (15) 国民健康保険について
 - ①国庫負担の増額と、市町村の法定外繰入を認めるよう国に求めること。
 - ②県の法定外繰り入れ（国保財政への支援）を増額し、市町村や住民の負担を軽減すること。
 - ③均等割を縮小・廃止するよう国に求めること。県として市町村とともに均等割の引き下げにとりくむこと。
 - ④自営業者、フリーランスにも傷病手当を設けること。

産業労働部

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援をさらに行うこと。支援事業の適用に当たっては、すべての事業者を救済する立場に立つこと。
- (2) 小規模事業者の事業継承など各種支援を充実すること。
- (3) 小規模事業者、中小企業への社会保険料事業主負担分等、義務的な経費を支援（補助）し従業員の賃金引き上げにつなげる制度を国に求めるとともに、県としても検討すること。
- (4) インボイス制度の中止を国に求めること。消費税の複数税率とインボイス方式導入によって経理・税務の実務が増え、事業者の負担が増大する。この実態を把握するとともに、新たに増加する実務に関する小規模事業者、中小企業への支援策を国に求めること。

農林水産部

- (1) 米価暴落にたいする対策を講じること。
- (2) 今年の原油価格高騰に対し、燃料や生産者への支援策を設けること。
- (3) 国の種子法廃止に伴う県での対応を条例で定めること。
- (4) 森林環境税、森林環境譲与税を利用した取組みについて、
 - ①天然林化の予算の創設を盛り込むこと
 - ②災害に強い森作りの推進、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるためにこ

これらの税を活用して「災害に強い森作り」を計画的に推進すること。

③現在県北一帯に放置人工林が増え、豪雨災害などで放置林が大きな災害を引き起こす要因となっている。

ア) 災害緩衝林整備や間伐木を利用した土留工等を設置し、危険渓流域の森林防災機能を強化すること。

イ) 簡易防災設備等による集落裏山の防災機能を強化すること。

ウ) 広範囲にわたる手入れ不足の高齢人工林を部分伐採し、広葉樹植栽を行い風水害に強い多様な森林へ誘導すること。

エ) 人と野生動物のすみ分けを図るバッファゾーン整備や野生動物の生息環境を整備する広葉樹林整備等を推進すること。

オ) 住民参画による自発的な災害に強い森作りの取組みを支援すること。

カ) 収益性が低い人工林を広葉樹林化へ誘導し公益的機能を向上させること。

土木部

(1) 河川整備について、樹木の伐採や川底の浚渫など恒常的に予算計上すること。

(2) 百間川の防災対策に関して、単体としての機能強化に止まらず周辺の内水氾濫の抑制の観点も加味して、関係自治体等とも十分協議の上、総合的な対策を講じること。

(3) 沿岸地域の高潮対策について、未整備区間の整備を急ぐこと。

(4) 県道の管理について、年1回の草刈りを少なくとも2回にすること。特にブルーラインは草刈りとともに溝の清掃も定期的に行うこと。

(5) JR倉敷駅付近連続立体交差事業を中止し、昭和宮前線 JR 寿町踏切地下道計画に立ち返り、南北一体化を図ること。

(6) 美作岡山道について、地域住民の意見をしっかり聞いて対応すること。

教育委員会

(1) 全国学力・学習状況調査に参加しないこと。「平均正答率の順位」を「教育指標」すること、市町村ごとの正答率公表はやめること。

(2) 県独自の「学習到達確認テスト」は中止すること。

(3) 教員・支援員の配置を充実すること。

①教員の多忙化がどんどん進んでいる。新型コロナ対応、ICT教育など、新しい課題への対応も求められ、さらに厳しい状況になっている。正規教員を雇用し、配置を手厚くすること。少なくとも定数内は全て正規教員とすること。

②特別支援コーディネーターを各校に複数人配置すること。

③小1グットスタート支援員の配置期間を延長し、配置基準を引き下げること。

(4) 体育館へのエアコン設置についても予算を拡充し、推進すること。

(5) 学校給食を教育の一環と位置付けて無償化すること。市町村が直営で提供することを義務化すること。

(6) 高等学校の定数を「1学級35人」とすること。

以上